

上尾市道路愛称ネーミングライツ事業募集要項

上尾市では、民間事業者等に本市の施設等の愛称を命名する権利を付与する、ネーミングライツ事業を行います。

1 対象施設等の概要

【正式名称】 都市計画道路小敷谷吉田通線	【市民愛称】 はなみずき通り
【正式名称】 都市計画道路上尾平方線	【市民愛称】 市民体育館通り
【正式名称】 都市計画道路西宮下中妻線/若宮中妻線	【市民愛称】 並木通り
【正式名称】 都市計画道路富士見ヶ丘中妻線/中妻井戸木線	【市民愛称】 浅間通り
【正式名称】 都市計画道路上尾池袋線	【市民愛称】 泉が丘通り

2 ネーミングライツパートナーのメリット

①看板等の設置

ネーミングライツによる施設等名称看板、施設等内看板等を設置できます。
愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、上尾市と協議の上、ネーミングライツパートナーにおいてご検討いただきご提示願います。

②愛称の使用

ネーミングライツパートナーによる広報活動又は広告・販売活動において愛称を使用することができます。ネーミングライツパートナーにおいて使用する際には、あらかじめ上尾市にその内容を書面にて報告していただきます。

③愛称の普及

上尾市の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

3 愛称の基準

①上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第8条を満たす名称とします。

上尾市ネーミングライツ事業実施要綱（抜粋）

第8条 ネーミングライツ事業により使用する愛称は、公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等は除く。
- (2) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの
- (3) 市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの

②すでに市民愛称がついている施設等（都市計画道路等）は、市民愛称を含んだ愛称とします。

例：〇〇〇〇株式会社が愛称をつける場合

・はなみずき通り supported by 〇〇〇〇 など

③愛称案から、誤った施設を想起させると判断した場合は、失格とします。

※施設の正式名称は変更しません。

※開催されるイベント等によっては、命名する名称の使用が制限される場合があります。

④上尾市有料広告掲載に関する要綱第4条を満たす名称とします。

上尾市有料広告掲載に関する要綱（抜粋）

第4条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の内容は、原則として社会的に信用性の確保された情報とし、その形式、表現等は、当該内容にふさわしい高い信頼性を与えるものでなければならない。

2 市長は、広告の内容又は形式が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるもの
- (12) 水着姿、裸体姿その他のわいせつ性を連想し、又は想起させる図画を使用しているもの。ただし、当該図画が広告の内容に密接に関係する場合はこの限りでない。
- (13) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれがあるもの
- (14) 責任の所在が不明確であるもの
- (15) 内容が偽り又は不明確であるもの
- (16) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 市長は、広告の表現が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 投機心又は射幸心を著しくあおるもの
- (2) 誇大な表現、根拠のない表現その他の事実の誤認を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 国、地方公共団体その他公共の機関が特定の個人若しくは法人又は商品若しくはサービスについて推奨、保証、指定等をしていると誤認させるおそれがあるもの
- (4) 暴力、犯罪、賭博等を肯定し、又は助長するおそれがあるもの
- (5) 残酷な描写その他の善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は、別に定める。

4 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

令和7年4月1日から 3年以上5年以内の期間で提案してください。

※契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。

5 ネーミングライツ事業の申込

(1) 申込期間

令和6年6月24日（月）から令和6年7月19日（金）まで

(2) 提出書類

- ・ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ・印鑑証明書（法人の代表者印）
- ・会社概要及び直近3か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

- ・法人の登記事項証明書
- ・国税及び地方税に滞納のないことの証明書（直近1年分。発行日から1か月以内のものに限る。）
- ・愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- ・法令順守の取組等が分かるもの
- ・地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組等が分かるもの
- ・上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に該当しない旨の確約書（別紙1）

(3) 申込方法 持参または郵送により提出

提出先

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

上尾市 都市整備部 建設管理課

※持参による受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

※郵送する場合は、申込期間内に到着するようにしてください。

(4) 申込できる者

ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第5条（規制する事業等）各号に該当しない法人が応募できるものとします。なお、個人での応募はできません。

6 申込内容について

- (1) 申込書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- (3) 提出書類等は関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、上尾市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 申込を途中で辞退する場合は、辞退届（別紙2）を提出してください。
- (5) 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

7 ネーミングライツパートナーの適否審査

(1 次審査)

建設管理課において、上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に該当しないか、また、書類等に不備がないか審査を行います。

(2 次審査)

上尾市ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツパートナーの適否について審査を行います。

8 選定方法

(1) **1次審査**

提出書類に不備がないか、応募資格に該当しているか、書類審査を行います。

2次審査

上尾市ネーミングライツ事業審査委員会において次の選定基準に沿って審査し、総合的に判断した上で、応募者の中から優先交渉権者を選定します。

なお、各審査項目のうち1つでも評価点が1/2に満たない場合は、最高得点であっても失格とします。

また、得点合計が同点の場合は「ネーミングライツ料」の点数が高い者、さらに同点の場合は「愛称案」の点数が高い者を、それでも同点の場合は、審査委員会委員の投票により票数の多い者に決定します。

審査項目	審査ポイント	配点
ネーミングライツ料	① 金額の妥当性 ② 金額の多寡	50
愛称案	① 呼びやすさ ② 親しみやすさ ③ 対象施設等とのイメージとの整合性	25
ネーミングライツパートナーとしての適格性	① 経営の安定性 ② 地域活動、社会貢献活動への理解、取組 ③ 法令遵守への理解、取組 ④ ネーミングライツ取得への熱意	25
合計		100

(2) 選定した優先交渉権者と個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。

(3) 契約期間その他の基本的事項について双方の合意がなされた場合、正式にネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

9 結果通知

ネーミングライツ事業の審査結果は、令和6年9月6日（金）までに通知します。

※審査内容により、通知が遅れる場合は別途ご連絡します。

10 ネーミングライツ料及び納入方法

(1) 年額 250,000円以上（消費税及び地方消費税込）

(2) 納入方法

ネーミングライツ料は、各年度の前年度に支払うものとし、市が発行する納付書により納付するものとします。

ネーミングライツ料の納付期限は、前年度3月31日とします。

例（契約期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日）

契約期間	納付期限
令和7年4月1日～令和8年3月31日分	令和7年3月31日
令和8年4月1日～令和9年3月31日分	令和8年3月31日
令和9年4月1日～令和10年3月31日分	令和9年3月31日

11 費用負担

ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担については、市は、市ホームページ、広報あけおの発行に係る経費を負担し、その他看板及び道路標識等（以下、「看板等」という。）の設置に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。また、市とネーミングライツパートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとします。契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

12 質問事項の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問事項を記載した文書（任意様式）を郵送、電話、FAXまたはEメールで受付けます。

(1) 質問事項受付期間令和6年6月3日（月）から令和6年6月14日（金）まで

(2) 提出先 「14 申込及び問合せ先」と同じ

(3) 回答方法 令和6年6月21日(金)までに市ホームページに掲載します。

13 その他

(1) 契約の解除

ネーミングライツパートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又はネーミングライツパートナーの負担とします。

(2) 留意事項

- ①提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、ネーミングライツパートナー負担とします。
- ②利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。また、必要に応じて、条例上の名称を併記する場合があります。
- ③優先交渉権者に決定された際は、上尾市暴力団排除条例(平成24年12月26日条例第27号)に基づき、埼玉県警察へ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人(以下、「暴力団員等」という。)でないか、照会を行うため、団体役員の個人情報の提供を依頼します。また、その個人情報を埼玉県警に提供することへ同意書の様式については、優先交渉権者に決定された後、お知らせします。なお、優先交渉権者が上場企業であるなどの理由により、暴力団員等に該当しないと市が判断する場合は、照会の対象外とします。

(3) 愛称使用の制限等

- ①ネーミングライツパートナーと同種の事業を行う民間事業者等が利用する際、当該民間事業者等が作成する案内等に愛称を使用しないことを認める場合があります。

(4) 施設外の案内表示等

施設外の案内表示(道路標識、バスの案内表示等)に係る手続き等について、市は必要な協力を努めるものとします。なお、これに伴い発生する費用等についてはネーミングライツパートナーの負担とします。

14 申込及び問合せ先

【所属部署名】都市整備部 建設管理課

【住所】上尾市本町三丁目1番1号

【電話番号等】048-775-8597

(資料)
掲示板





令和 年 月 日

確約書

(あて先) 上尾市長

ネーミングライツ事業の応募に際し、上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に定める「規制する事業等」に該当しないことを確約します。また、応募後、これらに該当することが分かった際は、速やかに市長に報告します。

団 体 名 _____

住所 (所在地) _____

代表者職氏名 _____ 印

上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第5条 抜粋

(規制する事業等)

第5条 次に掲げる事業等を営む法人は、契約の相手方（以下「ネーミングライツパートナー」という。）となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する事業
- (2) 消費者金融に関する事業
- (3) 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為に関する事業
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する事業
- (6) 政治性又は宗教性のある事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業

2 次に掲げる法人は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生の手續中の法人
- (2) 国税又は地方税を滞納している法人
- (3) 各種法令に違反している法人
- (4) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人
- (6) 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第2条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を受けている法人
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人

辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 上 尾 市 長

団 体 名 _____

住所 (所在地) _____

代表者職氏名 _____ 印

令和 年 月 日付で上尾市ネーミングライツ事業申込書を提出しましたが、
辞退いたします。

1 辞退理由